

【巻頭論文】

400年目の烈震・大津波と東京電力福島第1原発の事故

岩本由輝

1. 現福島県浜通りは“貞観津波”の激甚地帯

3.11大震災以来、1,000年に1回の大地震・大津波ということで、1,142年前の869（貞観11）年5月26日発生の“貞観津波”がしばしば引き合いに出される。六国史の1つ『日本三代実録』の同日条に、

（五月）廿六日癸未。陸奥國地大震動。流光如_レ晝隱映。頃之。人民叫呼。伏不_レ能_レ起。或屋_レ仆壓死。或地裂埋殮。馬牛駭奔。或相昇踏。城墉倉庫。門櫓墻壁。頽落顛覆。不_レ知_レ其數_一。海口哮吼。聲似_レ雷霆_一。驚濤涌潮。沍洄漲長。忽至_レ城下_一。去_レ海數十百里。浩々不_レ弁_レ其涯_一。原野道路。忽為_レ滄溟_一。乘_レ船不_レ遑。登_レ山難_レ及。溺死者千許。資産苗稼。殆無_レ子遺_一焉（新訂増補国史大系『日本三代実録』吉川弘文館、1934年7月、248頁）。

とあり、多くの“日本史年表”に採録されているから当然であろう。文意は、

5月26日、陸奥国（現福島県・宮城県・岩手県・青森県）地方で大地震があった。稲妻で昼のように明るく、隠れているものまで映し出すとあるから、夜のことであった。人々はやたらに叫び、倒れて起きることもできず、あるいは建物が倒れて圧死し、あるいは地面が裂け、生き埋めとなる。牛馬はただ驚き、走りまわり、あるいはたがいに踏みつけあっている。陸奥国府多賀城の城郭、倉庫、門、櫓、まがき、壁で崩れ落ちたり、転覆したものの数は知れない。海はほえまくり、その声は雷や稲妻に似ている。びっくりするほどの大波と湧き出てくる潮がさかのぼり、みなぎってたちまち城下にいたる。この城下は多賀城のそれであるが、大津波は海を去ること「数十百里」に達し、その限りをわきまえないところがある。そのため原野や道路はたちまち大海原になり、船に乗ろうにもそのいとまもなく、山に登ろうとしても行くことができず、溺死者が1,000人ばかり出た。資産や稲の苗もほとんど残るものがなかった。

というものである。津波が「去海数十百里」とあるのはいささかオーバーであるが、とにかく多賀城に近い七北田川はじめ各河川をかなり上流までさかのぼったのであろう。ただし、当時は1里=6町の小里であるから、後年の1里=36町の6分の1ということは知っておく必要がある。そうすると、1里は655メートル、10里で6.55キロメートル、100里は65.5キロメートルということになる。ちなみに、中国では現在も1里=6町の小里であるから、“万里の長城”、毛沢東の“長征2万里”の長さを考えるとき参考にもなる。

いずれにせよ、陸奥国の被害が大きかったので、3か月ほどのちの『日本三代実録』同年9月7日条に、

(九月) 七日辛酉……以_レ從五位上行左衛門權佐兼因幡權介紀朝臣春枝_ニ。為_レ下_ニ檢陸奥國地震使_上。判官一人。主典一人(同上, 251頁)。

とあるように紀朝臣春枝なる人物を陸奥国地震の検使に任じて、判官1人、主典1人とともに陸奥国の実情視察のために派遣している。なお、ここで紀春枝の肩書に「從五位上行左衛門權佐兼因幡權介」とあるうちの、「行」は“こう”と読み、位の高い者をその位の相当官より低い官職に着けると、その官を「行」するといひ、位と官の間に「行」という文字を入れるのである。官位に相当する官が少ないとき、こうした便法がとられたのであろう。また「權」は“ごん”で、仮あるいは副という意味である。当時の四等官は守(かみ)、介(すけ)、尉(じょう)、目(さかん)であるが、介は佐・允とも、尉は丞・掾、目は録・典とも表記される。ちなみに紀に同行した判官は尉、主典は目に相当する。

ところで、私が『日本三代実録』のこの年の記事のなかで、とくに注目したいのは、10月13日条の清和天皇の詔において、おそらく陸奥国地震の検使として派遣された紀春枝の復命報告にもとづくものであろうが、

(十月) 十三日丁酉。詔曰。……如_レ聞。陸奥國境。地震尤甚。或海水暴溢而為_レ患。或城宇頽壓而致_レ殃。百姓何辜。罹_レ斯禍毒_ニ。憮然媿懼。責深在_レ予。今遣_下使者_ニ。就布_中恩煦_上。使与_レ國司_ニ。不_レ論_レ民夷_ニ。勤自臨撫。既死者盡加_レ収殯_ニ。其存者詳崇_レ振恤_ニ。其被_レ害太甚者。勿_レ輸_レ租調_ニ。鰥寡孤●。窮不_レ能_レ自立者。在所斟量。厚宜_レ支濟_ニ。務盡_レ衿恤之旨_ニ。俾_レ若_レ朕親觀_レ焉(同上, 252頁)。

と述べているところである。●とあるところは熟語からいえば獨であろう。文意は、

聞くところによれば、陸奥国境において地震が最も激しく、あるいは「海水暴溢」、すなわち津波が猛威をふるってうれいをなし、あるいは城や家が崩れ潰れてわざわいをいたす。百姓、すなわち人民は何の罪があつてこうした災厄にかかるのであろうか。(予は)自失し、恥じて懼れるばかりであり、責任は深く予にあるのである。今使者を(陸奥国に)遣わして恩と恵を施すこととし、使者は現地の国司とともに、民もいまだ朝廷に服しておらない化外の者も區別せず、つとめてみずから(現場に)のぞんで慰め、すでに死せる者はことごとく棺におさめてもがりをし、生存者にはあまねく元気がでるように恵を厚くしてやり、その被害の大きいに甚だしき者には租調、すなわち課税することをやめ、男女それぞれの一人者やみなしご、さらには窮乏して自立できない者には、その在所において事情をくみとり、厚い支給をよろしく行なうべきである。つとめて憐みと恵を尽すこと、朕みずからがみているかのごとく適切にならしめよ。

というものである。このときの地震や津波が陸奥国でも、とくに「国境」において激甚であつたということは、3.11震災を考えると重要である。陸奥国において「国境」といえば、「境」を接するのは常陸国(現茨城県)であるから、そこに最寄りの「陸奥国境」となれば、現福島県浜通り地方ということになるが、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所のある福島県双葉郡大熊町および双葉町はその浜通りの中央部である。どうも私たちには、津波というと、ともすれば

三陸地方、リアス式海岸を連想する常識的思い込みがあるが、それは1896（明治29）年6月25日と1933（昭和8）年3月3日の三陸地震大津波を事例に社会科や理科の授業を通じて教えられてきたためではなかろうか。しかし、この『日本三代実録』の記事をみると、福島県浜通り地方の被害が大きかったことがわかるのである。その意味で今回の東電福島第一原発での事故を考えると、福島県浜通り地方がその立地として決して適当ではなかったことがここから窺うことができるので私は注目したいのである。ただし、古代史の専門家から「陸奥国境」ということばについて、当時の「境」はその境界ではなく、その境内、すなわち国内と解すべきとの批判が出されそうであるが、「陸奥国地」で発生した地震の検使に派遣されたものが、わざわざ「陸奥国内」という意味で、「陸奥国境。地震尤甚。或海水暴溢而為患」というのも奇妙に感じられるので、ここでの「境」は境界という意味にこだわっておき、「常陸国」に接するあたり、すなわち陸奥国南部のこととする。また、もう1つ注目したいのは、天皇が詔のなかで、この地震・津波について、「百姓何辜。罹_レ斬禍毒_一。憊然媿懼。責深在_レ予」として、地震・津波を東京都知事石原慎太郎のように天罰などとは決してとらえず、「責深在_レ予」としていることである。これは為政者の倫理の問題である。石原は間もなく宮城県知事村井嘉浩の抗議で天罰云々は引っ込めたが、こうした発言が自然に口からついて出てくるあたりはまさに為政者としての倫理が問われなければならないところである。実は1923（大正12）年9月1日の関東大震災のときにも、この種の天罰説が出されたことに柳田國男が憤然として抗議しているのである。柳田は関東大震災当時、国際聯盟常設委任統治委員会委員としてスイスのジュネーヴの聯盟本部に出張中で、たまたま滞在していたロンドンにおいて震災の報に接したが、その委員を辞任して帰国してのち、1925（大正14）年9月5日に行なわれた啓明会琉球講演会での「南島研究の現状」（のち、『青年と学問』日本青年館、1928年4月、に収録）と題する講演の冒頭において、

大地震の当時は私はロンドンに居た。殆ど有り得べからざる母国大厄難の報に接して、動顛しない者は一人も無いといふ有様であつた。丸二年前のたしか今日ではなかつたかと思ふ。丁抹に開かれた万国議員会議に列席した数名の代議士が、林大使の宅に集まつて悲みと憂ひの会話を交へて居る中に、或一人の年長議員は、最も沈痛なる口調を以て斯ういふことを謂つた。是は全く神の罰だ。あんまり近頃の間人が軽佻浮薄に流れて居たからだと謂つた（『柳田國男全集』第4巻、筑摩書房、1998年3月、78頁）。

と述べている。ここに丁抹とあるのはデンマーク、林大使とあるのは当時の駐英大使林権助である。柳田はこの「年長議員」の発言に対し、

私は之を聴いて、斯ういふ大きな愁傷の中ではあつたが、尚強硬なる抗議を提出せざるを得なかつたのである。本所深川あたりの狭苦しい町裏に住んで、被服廠に通げ込んで一命を助からうとした者の大部分は、寧ろ平生から放縱な生活を為し得なかつた人々では無いか、彼らが他の碌でも無い市民に代つて、この惨酷なる制裁を受けなければならぬ理由はどこに在るかと詰問した（同上、78頁）。

のであった。大いに座は白けたであろうが、ときにのぞんで変な通俗道徳のからんだ非合理的な発

言を許さないのが柳田の本領である。かつて横井時敬が、農村を健康とみ、都市を不健康ときめつけ、農村青年が都市に流出することを、いわゆる都会熱として熱病扱いをして憂えたとき、そのこと自体、何の根拠もなく、農村問題は道徳論では説くことはできないと、完膚なきまでに批判した柳田の合理性がここにおいても発揮されたのである。柳田はさらに続けて、

此君のしたやうな断定は、勿論一種の激語、もしくは愚痴とも名くべきものであつて、まじめに其論理の正しいか否かを討究するにも足らぬのは明かだが、往々にして此方法を以て何等かの教訓とあきらめを罹災民に与へようとするのが、ごく古代からの東洋風である為か、帰朝して後に人から聞いて見ると、東京に於てもより多くの尊敬を受けて居る老人たちの中に、やはり熱烈に右の天譴談を唱へた人があつたさうである。誠に苦々しいことだと思ふ（同上、78頁）。

といい、そのうえで、

昔は周公といふ人は、若き王様に過ちがある時に、我子の伯禽を鞭つたといふ話がある。又鶴千代君の身边に警戒の必要があると、千松が飢ゑて死んだといふ先例もあるが、君臣親子兄弟朋友の間ならばいざ知らず、又始めから其覚悟があるならば兎も角も、単に同時代の国民だと云ふのみで、平素は何等の連帯も無く、又は相互の干渉も指導も戒飭も力及ばぬ者が、代つて罪せられる理由は無い。例へば銀座通りで不良青年がたわけを尽した故に、本所で貧家の子が焼け死ななければならぬといふ馬鹿げた道理は無く、それは又制裁でも何でも無いのである。

殊に東京や横浜の市などは、殆ど公共団体とも名け能はざる空漠たる無数家庭のかたまりである。幸福にも不幸にも、常からして何等の統一は無かつたのである。之に向つてソドム・ゴモラの旧式な説明をすることは、因果説としても極度に不完全なものであつた（同上、78～9頁）。

ということをあえて強調しなければならなかったのは、日本では何か天災があつたりすると、いつでもこのような無責任な因果説が、とくに為政者の側からしたり顔で出されることを日頃から苦々しく思っていたからであった。そして、このたびは石原慎太郎がその愚をやつてのけたのである。しかも石原には例の太陽族時代に「銀座通りで不良青年がたわけを尽した」類いの所業があつたのであるから、ますますもって始末が悪い。やけに道学者ぶつた最近の石原をみるにつけ、あの石原も年をとって人間ができたというべきか、出来損ったというべきか、私にはことばを選ぶことができない。ちなみに、ソドムとゴモラとは『旧約聖書』の「創世記」に登場する死海沿岸の地名であり、その住民の不信仰さや不道徳な行為のため神の怒りに触れ、天の火によって焼き滅され、死海に没したというユダヤ教やキリスト教における天罰説にかかわる話であるが、柳田は多くの人々が巻きこまれる天災に関してこの種のいかにもとってつけたような天罰説にくみすることはなかつたのである。

なお、『日本三代実録』同年12月14日条には伊勢大神宮に、同29日条には石清水神社に朝廷は使者を派遣して告文を捧げているが、前者では「…陸奥國又異_レ常_留地震之灾言上_{多利}。自餘國々_毛。又頗有_二件灾_{一止}言上_{多利}…」(前掲『日本三代実録』255頁)という、後者では「…然間_余陸奥國又

異_レ常_奈留_留地震之灾_二言上_多利_利。自餘國々_毛。又頗有_二件灾_一止言上_多利_利…」（同上、257頁）という文言がみられる。「灾」は「災」であるが、とにかく陸奥国大地震がもたらした災害がいかに大きなものであったか、そして、この年はまた他の国々でも地震災害が多かったことが窺える。こうしたこととの直接の関連ははっきりしないが、同年12月25日条に「授_二陸奥國正五位上勲九等菟田嶺神從四位下_一。上野國正五位下赤城神。伊賀保神並正五位上。從五位上甲波宿禰神。近江國從五位上新川神並正五位下。美濃國正六位上金神從五位下」（同上、256頁）とあるように、各地の神々の位階昇進が行なわれている。陸奥国では正五位上であった菟田嶺神、すなわち蔵王連峯刈田岳の位階が從四位下となる。陸奥国大地震が刈田岳の神の怒りとみなして、その怒りを宥めるための措置かも知れない。現代ならば、さしずめ気象庁が刈田岳の噴火警戒度を一段階引きあげたといったところであろうか。

2. “慶長津波”の到達点をめぐる口碑と記録

私が3.11大震災に遭遇したのは、東北学院大学土樋キャンパス5号館5階会議室での全学教授会の席上においてであったが、14時46分に起きたこれまで経験したことのない強烈な長い本震がおさまったあと、道1つ距てた東北大学片平南キャンパスのテニスコートにとりあえず避難した。そこで断続的に起る余震を無気味に感じながらいたときに、相馬港に7メートル30センチの津波が襲来したという情報が入った（実際にはもっと高かったらしいが、検潮計で計測できたのがこの数字であったようである）。その瞬間、私は1944（昭和19）年3月、福島県相馬郡大野村（現相馬市）塚部の祖父の生家に縁故疎開して間もなく、祖父の義妹に連れられて村内黒木の諏訪神社に集落内の出征兵士の武運長久祈願のためのお百度詣りで立ち寄ったとき、彼女が神社の鳥居の前のいちょうの大木をさして、

昔、大津波があったとき、このいちょうのてっぺんさ、舟つないだんだと。

と教えてくれたことを思い出し、あの話は単なる伝説ではなかったということを確認させられた。実はこれに関連する話として、1950（昭和25）年9月に相馬女子高等学校（現相馬東高等学校）郷土研究クラブの生徒を民俗学者岩崎敏夫（当時、相馬高等学校教諭、のち東北学院大学文学部教授）が指導して編集した『相馬伝説集』に、

諏訪の銀杏と杉

相馬郡大野村黒木街道から少し西に入つたところに、諏訪神社があります。その神社の入口に大きな銀杏の木があり、その根が二間四方に擴つて、毎年紅葉の頃になると葉が真中から枯れ初め、そしてその頃から次第に下の方に移つて来ると云います。そうなれば麦蒔きをいそがねばならないと里の人は云い伝えています。

同じ境内に杉の大木がありますが、これは大昔大津浪のあつた時、そのいただきに舟をつないだということで大層有名であります（福島県相馬女子高等学校生徒会郷土研究クラブ編『相馬伝説集』福島県相馬女子高等学校生徒会、1950年9月、43頁）。

というものが載せられている。ここではいちょうは麦の蒔き時の指標とされ、津波で船をつない

だのは杉になっている。この杉には姥杉という名前が付けられているが、社殿のうしろにある。いちょうとともに1981（昭和56）年に相馬市指定天然記念物となっており、いずれも樹齢500年とある。ただ、樹齢500年となると、今年から数えて1,142年前の“貞観津波”にはかかわれない。ちなみにこの諏訪神社のこの地への鎮座は1535（天文4）年4月19日である。

そこでもう少し後代の津波がないかと考え、陸奥中村藩相馬氏の年譜記録である『相馬藩世紀』第一をみると、「(相馬)利胤朝臣年譜」の1611（慶長16）年10月28日条に、

一、十月廿八日、海邊生波二而相馬領ノ者七百人溺死（『相馬藩世紀』第一、続群書類従完成会、1999年6月、14頁）、

という記事があった。「生波」とあるが、「七百人溺死」とあるから津波であることは間違いない。ただ、手許の“日本史年表”のいくつかをみてもこの津波のことは載っていない。ちょうど400年前のことで、相馬氏が居城を中世以来の行方郡小高村（現福島県南相馬市小高区）から宇多郡中村（現相馬市）に移す1か月前である。中村藩が成立する直前のことであるが、とにかく中村藩は北から現相馬市、南相馬市、相馬郡飯館村、双葉郡浪江町、双葉町、葛尾村（のうち落合、野川、下野川）で、最も南は双葉郡大熊町である。大熊町と双葉町は東京電力福島第一原発の所在地である。相馬氏の居城が小高にあった時点での溺死者700のなかにはとうぜん現大熊町域や双葉町域の住民も多く含まれているはずである。“貞観津波”での被害がこのあたりで大きかったことはさきに『日本三代実録』に出てきた陸奥国地震検使の復命報告でもみたとおりである。とにかくこの一帯の「海邊」が「津波は三陸」という何となくつくられてきた私たちの常識とは違って400年前にも大津波に襲われているのである。そうなればもちろん中村藩だけのことではない。現いわき市域や茨城県域については、いまだ史料を探しあぐねているが、仙台藩伊達氏の年譜記録『伊達治家記録』の「貞山公（伊達政宗）」巻22をみると、同日条に、

一、十月己亥小廿八日甲午、巳刻過キ、御領内大地震津波入ル。御領内ニ於テ千七百八十三人溺死シ、牛馬八十五匹溺死ス（『伊達治家記録』二、宝文堂、1973年2月、563頁）。

とある。「巳刻過キ」とあるから、同日の午前10時過ぎということになる。このときの津波について政宗は、当時大御所として駿府（現静岡市）にいた徳川家康を訪ねて、その耳にも入れており、その方が詳しいところがある。大御所家康の動静を記録した「駿府記」（『史籍雜纂』二）の同年11月晦日条にそれがあるが、この地震津波の1と月ばかりのちのことである。そこには、

（十一月）晦日、松平陸奥守政宗獻_レ初鱈_一、就_レ之政宗領所海涯人屋、波濤大漲來悉流失、溺死者五千人、世曰_レ津波_一云々、本多上野介言_レ上_一之、此日政宗為_レ求_レ肴遣_レ侍二人_一、則此者驅_レ漁人_一將_レ出_レ釣舟_一、漁人云、今日潮色異常、天氣不快、難_レ出_レ舟之由申_レ之、一人者應_レ此儀_一止_レ之、一人者請_レ主命_一不_レ行、誣_レ其君_一者也、非_レ可_レ止、而終漁人六七人強相_レ具_一之、出_レ舟數十町_一、時海面滔天、大浪如_レ山來、失_レ肝失_レ魂之處、此舟浮_レ彼波上_一不_レ沈、而後至_レ波平處_一、此時靜_レ心開_レ眼見_レ之、彼漁人所_レ住_レ之里邊、山上之松傍也、是所謂千貫松也、則繫_レ舟於彼松_一、波濤退去後、舟_一在松梢_一、其後彼者漁人、相共下_レ山至_レ麓里_一、一字不_レ殘流失、而所_レ止_レ之一人、所_レ殘漁人、無_レ遁者_一没_レ波死、政宗聞_レ此事、彼者與_レ俸祿_一、政宗語_レ之由、

後藤少三郎於_レ御前_レ言_レ上_レ之_レ，仰曰，彼者依_レ重_レ其主命_レ而免_レ災難_レ，退得_レ福者也云々，此日南部津輕海邊人屋溺失，而人馬三千餘死云々（『史籍雜纂』二，続群書類従完成会，1911年11月，224頁），

と記されている。文意は、

11月晦日，松平陸奥守政宗，すなわち伊達政宗が大御所家康に初鱈を献上しにやってきた。このとき政宗は所領内の海辺の人や建物が（去る10月28日に）大波がやって来てことごとく流失し，溺死者が（最終的に）5千人ほど出たが，世にいう津波というものであるといていたと，家康側近の本多上野介正純が聞き，家康に言上している。此日，すなわち10月28日，政宗は（晩のおかずにでもする）肴を求めるため，侍2人を浜に使いにやった。そこで使いに行った侍2人は漁師に命令してまさに釣舟を出させようとした。しかし，漁師たちは口々に，今日はどうも潮の色合いが異常であるし，天気もよろしくないから舟を出すことはできないといった。そこで侍のうち1人は，そうかといって舟を出すのをやめたが，もう1人の侍は殿の命令を受けて実行しないのは殿をあざむくものであるから舟を出すのをやめてはいけないと頑張り，ついに漁師6，7人を強引に引きつれて舟を出させた。舟が沖に出て数十町ほど行ったとき，海面が天にむかって盛り上がり，山のような大波がやってきた。あまりのことに肝も魂も失ってしまったが，この舟はその大波の上に浮かんで沈まなかった。そののち波が平らなところに入ったので，心を静め，眼を開いてみると，漁師たちの住んでいる里に近い山の松の木の傍らにいた。これが，いわゆる千貫松である。そこで舟をその松の木につないで，津波が引いたあとでみると，舟は松の梢のところにあった。その後，強引に舟を出させた侍と乗っていた漁師が連れ立って千貫松の山を下り，漁師たちの住む麓の里に行ってみたら，家は一軒残らず流されてしまい，舟を出さないことを承知したもう1人の侍も，舟に乗らないで残った漁師たちも津波から通れた者はなく，波にさらわれて死んでしまっていた。そして，こうしたいきさつがあつてのち，政宗は強引に舟を出させて助かった侍に俸禄を与えることにしていたことを，家康の側近後藤少三郎光次が家康の面前で話したところ，これを聞いた家康は強引に舟を出した侍は殿の命令を重んじたことで災難を免れ，そのあとで俸禄を得る地位の武士になったわけであるな，といったということである。なお，此日，すなわち10月28日には南部，すなわち盛岡藩や津輕，すなわち弘前藩の海辺でも人や家が津波で流され，人馬3千余りが死んだということである。

というものである。これは伝聞記録であるが，千貫松への繫舟の話がその当時に記録されたものであり，年代のはっきりしない口碑である黒木のいちょうや姥杉への繫舟伝説が明らかにこのときの津波のものであることを裏付けてくれることになる。千貫松は阿武隈川畔の現宮城県岩沼市南長谷の千貫山である。そうなるとその村の漁師たちの住む里は現名取市関上あたりであろうか。3.11大震災で名取市から岩沼市にわたる仙台空港が大きな被害を受け，両市の沿岸部でも津波での死者や行方不明者が多く出ているが，ちょうど400年前の津波は，到達点からいえば，今回よりもっと大きなものであったことがわかる。なお，伊達政宗が松平陸奥守と標記されるとき

松平は賜姓であるが、とにかく伊達氏が徳川の配下に入っていることを示すために公的にはこうした標記がなされるのである。仙台市に東照宮があるのもまさにその一環である。また、魚を求めに行った侍というのは、おそらく政宗の小姓あたりであろうが、そのうちの強引に舟を出して助かった1人が俸禄取りの武士になったわけである。

ところで「駿府記」によれば、このときの津波は盛岡藩南部氏や弘前藩津軽氏の所領にも及んでいたことがわかるが、盛岡藩における記録として、沢内勇三が「古実伝書記」からの引用として、

（慶長十六年）十月二十八日大津波、黒田村数戸残り、宮古村全流失せり（沢内『郷土史 鉾浦史話』付宮古郷土年表、郷土史同好会、1955年3月、161頁）。

ということを挙げている。また、沢内は、その後、「震災予防調査会報告」から、

（慶長十六年）十月二十八日（陽十二月二日）、三陸の地大いに震ひ、仙台及び南部、津軽、松前諸領の沿岸海嘯を颯く。

とか、

（この日）、大地震三度仕、其次大津波出来致候て山田浦は房ヶ沢（山田町の西二十町許りの処）まで打参に候由、二の波は寺沢（山田町小丘の後に当たる小字）まで参り候、三の波は山田川橋の上迄参候由に御座候。俣浦々にて人死数知れず、鶉ノ住居、大槌村横沢の間にて二十人、津軽石にて男女五百十人、大槌、津軽石は市日にて数多く死申候。俣浦々に人馬共々其数知れ不申候。口碑によれば此際津波は小鳥谷より大浦に越したりと云ふ（宮古郷土誌編集委員編『宮古のあゆみ』宮古市役所、1974年3月、62頁）。

という資料を引いたうえで、

以上の文献から当時の模様が推察されるが、宮古でも口碑によると、八幡山麓にあった常安寺は住職が小山田に法要で留守中流されてしまったといわれている。また、鉾ヶ崎では、蛸ノ浜を越えた波と宮古湾をめぐって北進した激浪がはげしくぶつかって、家屋が倒壊流失して、ほとんどの住家と人畜を押し流したといわれ、当時宮古村、黒田村（沢田、横町、小沢の一帯）で民家二百余戸の内、わずかに数軒が小沢の方に残っただけというから実に最大の津波であったことがわかる。

津波後、南部藩主は三陸の被災地を南から巡視して、宮古には二十日間も滞在し、宮古街の復興計画を立てた。この時、本町を中心に町割を定めたもので、これが現在の宮古街の基礎となっている（同上、62頁）。

と述べている。とにかく3.11大震災でも大きな被害が生じた現岩手県宮古市から下閉伊郡山田町、上閉伊郡大槌町、釜石市あたりの当時の被災状況が窺える。

これらのことから、あまりつかわれていないが、私はこの400年前の津波を“慶長津波”と名づけ、“貞観津波”とともに、津波、三陸、リアス式という常識にとらわれてはならないことを強調する論拠としたい。そして、1,142年前はおろか、400年前でもさきの黒木の諏訪神社のいちょうや姥杉に関する口碑のように津波があったのは「大昔」のこととして年代は不明になってしまっているが、改めてそれぞれの地域における津波の到達点に関する古記録は口碑や伝説を含めてないが

しろにすることができないことを今日身に沁みて感じさせられているところである。とにかく私が満6歳から古稀過ぎてまで毎年のように海水浴や汐干狩で親しんできた相馬市の原釜・松川浦・岩の子・磯部などは津波で壊滅し、眼もあてられない状態にある。

3. 400年目の烈震の可能性の認識は意外なところに

ところで、福島県浜通り地方に、津波とはいっていないが、400年ぐらいごとに烈震以上の地震が起こることを認識していた証拠が意外なところにあったのである。それは1970（昭和45）年8月に東京電力株式会社が福島原子力発電所（当時）のまさに第1号機を建設するにあたって日本原子力産業会議が作成した福島県双葉郡大熊町長者原地区を原発敷地として適当であると判断するにいたった立地調査である『原子力発電所と地域社会・地域調査専門委員会報告書（各論）』の「地震」に関する項目において、

福島県周辺においては強震以上の地震は約一五〇年に一度、烈震以上のものは約四〇〇年に一度くらいの割合でしか起こっておらず、福島県周辺は地震活動性の低い地域であるといえる。したがって福島県周辺で過去に震害を受けた経験も少なく、とりわけ当敷地付近においては、特に顕著な被害を受けたという記録は見当たらない（大熊町史編纂委員会大熊町史編纂室編『大熊町史』第1巻・通史、大熊町、1985年3月、839頁所引）。

ときわめてあっけらかんと書かれている部分である。当時は、強震とか烈震という表現が用いられていたことを思い出すが、強震は現在の震度5、烈震は震度6に相当する。ただし、ここでは「烈震以上のものは約四〇〇年に一度くらいの割合でしか起こっておらず」といい、それが原発の立地条件にふさわしくないというためにはなく、むしろ差し支えないというための修飾句として使われているのである。しかし、実は「四百年」という数字はそれ自体ニュートラルなものであるが、同じ数字でも「四百年に一度くらいの割合で起こる」というのと「四百年に一度くらいの割合でしか起こらない」というのとではまったく逆の意味をもつことになる。ことばの魔術である。いつを起点にして400年といったのかは分らないが、おそらく1896（明治29）年6月15日の、あるいは1933（昭和8）年3月3日の三陸地震大津波を、または1923（大正12）年9月1日の関東大震災あたりを起点にして、それなら300年以上も先であると考え、「でしか」という表現にしたのかも知れない。もし1611（慶長16）年10月28日の“慶長津波”を知っていれば、1970（昭和45）年という『報告書』の作成年次からいって、400年に残すこと、あと40年ばかりしかないわけであるから、さすがに「でしか」とは書けなかったのではなかろうか。そして、皮肉とも何ともいいようがないが、その1611（慶長16）年からちょうど400年目の2011（平成23）年に3.11大震災が発生し、烈震だけに留まらず、とてつもない大津波を伴って敷地として適当とされたところに建てられた東京電力第1福島原発を襲ったのである。報告書では、「福島県周辺で過去に震害を受けた経験も少なく、とりわけ当敷地付近においては、特に顕著な被害を受けたという記録は見当たらない」とあるが、100年以内ぐらいならともかく、400年となると大昔とうことで口碑伝説を除けば、“科学的”に信用されるような記録はなかなか残らないのであるから恐ろしい。

それでもさきにもみたように黒木の諏訪神社の津波のさいの繫舟伝説は今から60年くらい前までは口碑として語られ続けていたのである。ちなみに東京電力福島第1原発のある大熊町の海岸から8～10キロメートル西方の野上地区にも「魚畑いよばたけからかい森」の伝説があった。それは、

野上向山に「魚畑いよばたけからかい森」がある。大昔、大津波が起きてこの地一帯が海水に浸され、その水が引いたあと魚介類が残ったので名付けられたという<『双葉郷土誌』>(同上, 1212頁)。というものであった。この大津波はおそらくすでにみた400年前の“慶長津波”をさしているのであろう。実は今回の津波でも相馬市岩の子地区で冠水した家の土蔵の扉を開けたらウナギやボラが入っていたという話を聞いている。

また、さきの日本原子力産業会議の『報告書』は、「地形」の項目においては、

当該地は、標高一〇〇メートルから二〇〇メートルのなだらかな相双丘陵地帯南部の海岸段丘地帯であって、標高五〇メートル以下の極めて平坦な地形を呈した山林原野であり、東部海岸線はすべて急しゅんな断崖となっている。なお、当該地の西約七キロメートルの丘陵地帯の西縁部には、北一〇度西方向に双葉断層帯が縦断しており、この断層帯の西側地域一帯は阿武隈山脈の東縁部に当たり、平均標高五〇〇～七〇〇メートルの穏やかな山容をもつ丘陵地帯を形成している。

一方、海岸線はほぼ南北に走り、満潮時には海面は崖尻まで達するが、干潮時には狭い砂浜が現れる。敷地前面の海底形状は、汀線に並行して高低差二～三米の不規則な起伏が存在するが、海底こう配は全体として沖合い四五〇メートル付近までは約六〇分の一で、それより沖合は約一三〇分の一となっている(同上, 838頁所引)。

と記しており、双葉断層帯の存在を認識しているが、それが原発の立地条件にさしさわりのあるものとはまったく考えていないのである。

さらに、「地質」の項目では、

当該地の地質は、新第三紀鮮新世の相馬層群の上層である富岡層とこれを被覆する洪積世の海岸段丘堆積物から構成されている。

富岡層の層厚は二〇〇～四〇〇メートルであり、その地層構成は下部で砂岩・泥岩の互層、上部ではレンズ状の砂層を挟む凝灰質微粒砂岩及び泥岩から成っている。富岡層を被覆して分布している海岸段丘堆積物は厚さがほぼ五～一〇メートルであり、これを構成している物質は、円礫・砂・レルト及び粘土である。弾性波探査によると、縦波の伝播速度は地表層で毎秒〇・三～〇・七キロメートル、泥岩層で毎秒一・七キロメートル程度である。なお、原子炉構造物を置く岩盤の極限支持力は一平方メートル当たり七〇〇～一〇〇〇トン程度である(同上, 838頁所引)。

とあり、これも立地条件として適当であるとの判断にくみしている。ただ、近年、双葉断層帯は全国的にも危険な活断層帯の1つに挙げられるようになっていた矢先に今回の震災が到来したのである。

ところで、日本原子力産業会議の同『報告書』には、大熊町における用地買収が比較的短期間

に進み、原発の設置が可能になったのかということの理由について、

1. 福島県は産業の振興策などで県全体がかなり急速に発展途上にあるが、その中で立地点周辺は、最も後進的でかつ開発の決め手がない地域であったため、地域開発の契機になるという期待が大であった。特に県、町の当事者などの希望が大きかった。
2. 昭和三十二年（一九五七）前後に、大熊町では既に早稲田大学・東京農業大学に依頼して地域開発を目標とする総合的調査が行なわれており、行政的段階での地域開発への歩みがみられている。また部落組織も、第二次世界大戦以前に旧来のものを細分化し、行政の下部機関として改組している。この地区への原子力発電所誘致が比較的抵抗が少なかったのは、これらの社会的背景にもよっていると思われる。
3. 隣接地区などでは、精農家が多く、生産意欲が大きいため反対機運があるのとは対照的に、特に当該地区は開拓農家が主体で、生産力・定着力ともに低いという事情にあった。
4. 一次買収地区の主体が、一会社の遊休地であったことも挙げられる（同上、837頁所引）。ということにあったと分析している。

ここに出てくる一次買収地区の主体となった一会社とは、国土計画興業株式会社のことである。この会社は1920年3月25日に堤康次郎によって設立された箱根土地株式会社の後身であるが、1944年2月に国土計画興業株式会社と社名変更し、その後も1965年6月に株式会社国土計画、1992年7月に株式会社コクトと社名変更を重ねてきた西武鉄道グループの親会社であり、2006年2月1日のグループ再編によって解散している（由井常彦編『堤康次郎』リポート、1996年4月、所載年表など）。その経緯は、このぐらいいして東京電力株式会社の福島原子力発電所建設のために一次買収とされたところは、1939年に建設に着手され、1941年4月1日から使用開始された陸軍航空基地としての熊谷飛行隊警備分隊飛行場の跡地であった。国土計画興業株式会社は、敗戦後、この跡地30万坪を塩専売法臨時特例にもとづく自家製塩を行なうための塩田設置用を買収していた。しかし、製塩は採算がとれないまま終始し、間もなく塩専売法臨時特例も解消されてしまったので、国土計画興業株式会社が遊休地として所有していたものを東京電力株式会社が直接買収したものである。なお、買収時の国土計画興業株式会社の代表取締役は堤義明であった（前掲『大熊町史』第1巻、779頁）。そして、これを皮切りとして、一般民有地の買収については福島県が斡旋し、福島県開発公社が実施業務を担当することで、第1期分30万坪、第2期分36万坪を東京電力株式会社に取得させたのである。いずれにせよ東京電力福島原子力発電所の所要面積96万坪はこのようにして確保されたのであり、大熊町が原発を誘致したといわれる背景にはこうした動きがあったのである。

要するに、大熊町が典型的な過疎地であったから、原発の“適地”として選ばれたことになるが、そのことは前掲『報告書』の敷地の概況として明からさまに、

福島原子力発電所の立地点は、東京の北方二二〇キロメートル、福島県太平洋岸のほぼ中央に位置し、敷地総面積は約三二〇平方メートルである。原子炉の設置地点から最寄りの人家までの距離は約一キロメートルで、周辺の人口分布も稀薄であり、近接した市街地としては約八・

五キロメートルに、昭和四十年（一九六五）十月現在人口約二万三〇〇〇人の浪江町がある（前掲『大熊町史』第1巻，837頁所引）。

と書いているところに現われている。つまり、東京から遠いこと、人口稠密な地域から離れていることだけが立地条件として重視されているのをみれば、いかに技術的に安全性が強調されようともすでに原子力発電所の危険性が如実に示されているのである。もし日本原子力産業会議のメンバーや東京電力株式会社がいうように絶対に安全なものであるならば、原発は東京のどまんなか、たとえば東京電力株式会社の本社敷地内に設置すればよいはずである。東京電力株式会社というのは、今回のことからはっきりしたように東京の、あるいは首都圏を供給区域とする電力会社でしかないのであるからとうぜんのことであろう。それをわざわざ福島県くんだりまで（最近では青森県下北郡東通村にまで）設置場所を求めているのは、今回のような形での原発によって生ずる危険を東京から回避させようとする以外の何ものでもなかったのである。

とにかく当時、人口2万3,000人の双葉郡浪江町までは約8キロメートル離れているとの記載はあるが、それより原子炉設置地点に近いところに当時の人口7,629人の同郡大熊町、それに隣接する人口7,117人の同郡双葉町、人口1万1,948人の同郡富岡町が存在していることはまったく無視されているのである。人口が2万人とまとまらなければ、その住民の存在などは問題にもされていなかったのである。そのことは「原子炉の設置地点から最寄りの人家までの距離は約1kmで、周辺の人口分布も稀薄であり」という表現で片付けられているところに明らかである。そうしたところに住んでいる人間の人格など「稀薄」なものとして扱うことにしているから顧慮にも値しなかったのである。今回の事故で露呈された東京電力株式会社の地域住民に対する“お前ら出て行け式”の傍若無人というべき傲慢さはここにすでに発端していたのである。

今回の事故が起きたとき、東京電力株式会社は“想定外”ということばを連発していたが、人口稠密なところを避けるという態度をとったところにすでにこうした危険の可能性は想定済みであったのである。しかし、それをいえば、未必の故意による犯罪行為を認めることになる。このためみずからがあたかも無知・無能であることをあえてさらけ出すような形で“想定外”を連発していい逃がれをしようとしたにすぎないのである。ただ、現実に想定外であったのは、東京電力株式会社の当時から現在までの幹部のいずれもが、今回のような事故が自分の現役時代に起こるとは思っていなかったことだけであろう。それは放射線で汚染した水を処理するのに用意していたのが、牛豚舎からの汚染水漏れ対策ではあるまいに新聞紙とおが屑だけであったというところに如実に現われている。しょせんは自分が責任ある地位にいるときに事故さえ起らなければ、あとは野となれ山となれという態度がみえみえである。いずれにせよ原子力を扱うときの心構えすら持たないドロナワ式で、フランスやアメリカ合衆国の技術で循環注水冷却装置を作り、何とか切り抜けようとしているわけであるが、その運転にいたるまでの過程で、開と閉の弁を逆に取り付けたり、継ぎ目のねじの締め方が足りずにそれが外れたり、送水に使うホースに穴があいていたり、水位の設定を誤ったりなど、自分たちが何を扱っているかの認識すらみられないいたらくは目を覆うばかりである。そして、今度はそのいいわけに“初期故障”ということばを使ってご

まかそうとした。こうした会社にそもそも原子力を扱う資格など存在しないとしかいいようがないのである。

4. 原発の事故への心配は杞憂ではなかった

実は、私は前掲『大熊町史』の第1巻・通史の「電力」の章を担当したが、そこではこの地方における電気事業の「前史」から始めて、「原子力発電所用地の選定」の経過、「原子力発電所の立地調査」、「原子力発電所の建設」について触れたうえ、とくに「原発の事故」という一項を設け、

原子力発電所は巨大なエネルギーを生み出す。しかし、原子力の制御は難しい。放射能など、現在の最高の科学技術をもってしても、人間はそれを完全に自分のものにすることができないのである。もしできていると思ひ、原発は絶対安全と考えているとしたら、それはその人間のおごりにすぎない。いつ人間の手綱を離れて飛び出すか予測がつかない状態にあるわけであるから、ちょっとした気のゆるみがたちまち取り返しのつかない事故につながるのだから恐ろしい。そうしたことを最も端的に示したのが、昭和五十四年（一九七九）年三月二十八日、アメリカペンシルベニア州のスリーマイル島で起きた加圧水型原子炉に生じた事故である。

この事故の報が入ると、大熊町の人々は大変な不安におそわれた。また、福島県も浜通りに原発銀座を持つだけに県原子力対策室を中心に強い緊迫感に見舞われることになる。そして、大熊町にある東京電力福島第一原子力発電所は、スリーマイル島で事故を起こした加圧水型ではなく沸騰水型原子炉によるものではあるが、四月二十三日、仙台通産局の検査官による国の特別保安監査が行われ、また県と大熊町・双葉町による立ち入り調査が四月二十七、八日の両日にわたって行われている。

しかし、東電福島第一原発が特別保安監査を受けたのは、このスリーマイル島の事故のときが最初ではない。昭和四十八年（一九七三）六月二十五日午後四時三二分に、この発電所自体が作業員のミスで放射性廃液貯蔵庫から中レベルの放射性廃液が建物外に流出するという日本原子力発電始まって以来の事故を起こしたときにすでに受けていたのである。ただ、このときの東電のとった態度は地元をないがしろにし、場合によってはその信用を失ってもやむをえないものであった。東電では、事故発見とともに、放射能で汚染した土を除去し、また建物内にたまっていた廃液を含んだ水を処理し、これら作業に従事した作業員の被曝線量も安全基準を超えるものではなかったといわれている。

問題はこの間、事故について大熊町に何の連絡もなかったことである。当時、大熊町では、町長の志賀秀正が病気で入院中であり、助役の遠藤正が事実上職務を代行していたが、その遠藤は東電から何の連絡も受けておらず、六月二十六日午後四時、共同通信福島支局の記者から事故についてのコメントを求められ、初めて事故を知ったのである。寝耳に水の遠藤は、早速、第一原発に電話を入れ、詰問した。第一原発では大熊町に六月二十六日午後二時一〇分に報告したと答えたが、その報告はまだ遠藤のところには届いていなかったのである。

問題はそこにあるのではない。第一原発が大熊町に事故を報告したのが、廃液漏れの発見から二二時間もたってからという地元に対するいい加減さが問題なのである。もしかすると、県・町・東電との間に結ばれている安全協定を無視して内部でこっそり処理しようと図ったのが、遅延の原因であると疑えば疑えないこともないのである。そのさい、報告を受けた六月一日に開設されたばかりの経済企画庁の福島原子力連絡調整官事務所の担当者の不慣れからくる不手際もあったといわれている。

とにかく第一原発を詰問して事故を聞き出した遠藤は、午後四時四〇分、入院中の志賀を訪ね、「怒りましょう」といったことは、いろいろなニュアンスにとられているが、東電を信用していた町当局の東電から裏切られたという気持ちがきわめて率直に現れているといえよう。「信用」、それだけが原発のある町の当局だけではなく、住民たちの唯一の頼みなのである。東京電力のような大きな会社が町や住民のためにならないことはしないはずという「信用」のみが、みずから何の技術的な手立ても持たない住民たちを「安心」させているのである。その「信用」だけは裏切らないでほしいものである。

ただ、このように、東電を「信用」している住民たちも、原発がやがて耐用年数がきたとき、そこはまったく使用不可能な廃墟となるのではなからうかということに「不安」を持っている。それこそ本当の意味でのポスト原発である。そうなったとき、現在の町の財政の歳入面の圧倒的部分をなしている原発からの固定資産税収入などもなくなるのである。大熊町の住民たちは、現在、すでに東京電力が隣接の双葉郡広野町に広野火力発電所を建設し、また、東北電力が原町市・相馬郡鹿島町や相馬市・相馬郡新地町に火発を造ろうとする計画を持っていることをみて、原発はすでに時代遅れになっており、これからは火発の時代が来るのではないかとささやき始めているのである。発電コストが最も安いといわれた原発も、そのような神話はすでに崩壊しているのである。

なお、福島第一原発の沸騰水型原子炉を造ったアメリカのゼネラル・エレクトリック（G・E）社はすでに原子力部門から撤退方針を打ち出しているということも、何か原発の将来を物語っているように思えてならない（同上、843～5頁）。

と書いて擱筆している。放射能とあるところは、現在では放射線と訂正されるべきであろうが、当時は専門家でも放射能といていたように思える。その後、別に注目されることもなかったが、東京電力福島第一原発の事故があって前掲『大熊町史』第1巻を読まれた何人かの方から「原発との共存共栄」がいわれているなかで、上述のような文章をよく書くことができたなという問い合わせの電話を私は受けることになった。しかし、上述の文章をみて分るように、この記述はすでに大熊町助役から町長になり、大熊町史編纂委員長をつとめていた遠藤正がメモにもとづいて話してくれたことを私がまとめたものであるが、少なくとも遠藤には“原発との共存共栄”といった雰囲気はまったくなかったのである。遠藤が私の聞き取りに応じてくれたのは1979年3月の例のスリーマイル島の原発事故があって間もない頃であった。たしかに福島原発は1971（昭和46）年3月26日に第1号機（46万kw）の運転開始を皮切りに、1974（昭和49）年7月18日に第2号機（78

万4000kw), 1976(昭和51)年3月27日に第3号機(78万4000kw), 1978(昭和53)年4月18日に第5号機(78万4000kw), 同年10月12日に少しく遅れて第4号機(78万4000kw), 1979(昭和54)年10月24日に第6号機(110万kw)の運転開始があり, 最終出力469万6000kwが達成されていたものの, 遠藤には東京電力がこの間において各地に大型火力発電所を相次いで建設および運転開始しているのを見るにつけ, 福島原発のある大熊町(1~4号機)と双葉町(5~6号機)が原発基地として孤立させられてしまうことを非常に気にしていることがみてとれたのであり, みずから“原発との共存共栄”を口にする気分などむしろ持ちえなかったとあってよい。なお, 東京電力は, 1974(昭和49)年6月1日, 双葉郡富岡町と楡葉町に福島第二原子力発電所の建設にともない, 大熊町と双葉町にまたがる福島原発を福島第一原子力発電所と名称変更していたにもかかわらず, 遠藤がしきりに口にしたのは, 原発がやがて耐用年数がきたあとをどうするかという心配であったのである。遠藤としては原発のある町の町長としてきわめて正直にその悩みを明かしてくれたのである。私はそれを承けて「それこそ本当の意味でのポスト原発である」と書いたわけである。

したがって, 原発との“共存共栄”が声高にいわれるのは, この『大熊町史』刊行以後, 遠藤のあとの町長のもとにおいてということになる。そして, “原発との共存共栄”と裏腹に, 遠藤が経験したような東京電力の事故隠蔽の体質は懲りることなく続けられ, 福島県や関係町村はそのたびに“不快感を示す”ということが儀式化していたなかで今回の事故を迎えてしまったのである。

5. むすびにかえて

最後に私にとって前掲『大熊町史』第1巻の私の執筆部分に対する問い合わせの過程で, 私が本来なら退去すべきは原発であるのに, 危険地域に指定された原発周辺の地域住民が国家権力によって待避を強制される不条理を述べたとき, あるマスコミ関係者が, あとで不用意な発言であったと釈明はしたが, 「しかし, 原発は地元が誘致したからきたのでしょうか」と発言したことはきわめて腹立たしいことであった。たしかに日本原子力産業会議が作成した例の『報告書』が述べているように, 「特に県, 町の当事者などの希望が大きかった」ことは事実である。しかし, それは「当事者」がそのようにしなければならぬ状況に追い込まれての「希望」であったことへの目配りが欠如している発言であったからである。このマスコミ人には, 「部落組織も, 第二次世界大戦以前に旧来のものを細分化し, 行政の下部機関として改組」されていたものを手玉にとって地元の誘致機運を醸成したものであることへの理解などまったくみられないのである。「行政の下部機関として改組」された「部落組織」など, 皇国農村体制のもとで創出された上意下達組織としての隣組や, そのうえに置かれた部落常会なのである。少なくとも労働組織・生産組織としての共同体ではないのである。大体, 本来の労働組織・生産組織としての共同体は, “向う三軒両隣”といった屋並みで構成されるといった類いの安易な可視的なものではないのである。可視的でないのはたとえば水田農業を主体とした耕土に各農家の圃場は隣組の屋並みの順で並んで存在しているわけではないのであるからあたりまえのことである。河川灌漑と溜池灌漑で

は異なることもあるが、水田農業のための労働組織は基本的には水系の上流から下流に向けて圃場の利用をめぐる構成されるものであり、田植・除草・稲刈などにおいて共同で作業に従事している人々は決して隣組の構成員とは一致しないのである。第2次世界大戦中に「隣組単位で農作業をやれといわれたのが一番参ったよ」という証言を私は農村調査を本格的にやる以前から農作業の現場で聞いているのである。ただ、支配権力の側からいえば、こうした不可視の、日々組み合わせのかわる共同体の把握などしようがないのである。したがって向う三軒両隣といった形での家並みによる把握をもってよしとするが、それは皇国農村体制のもとでの隣組ばかりではなかった。日本ではしばしば権力は5を単位に、住民の把握につとめようとした。古くは古代の律令制のもと5戸をもって保となし、50戸をもって里とするなど、また、近世封建制のもとでは5人組制度を作っている。ただ、こうした組織は貢租・夫役の徴達のためや相互監視・隣保責任をとらせるためにはきわめて有効であったのである。そして、3.11震災後の仮設住宅への入居に5戸単位、10戸単位の組織を作らせようとして総スカンを喰った市町村もみられたが、由来、日本では支配権力は5を単位として統括するのが好みのである。支配権力のみならず、研究者のなかにもこうした隣組をみて共同体は健在などとほざく向きがあるのであるから笑止である。もとより近世の村などもよくいわれるような自然村ではない。近世権力が設定した行政村にすぎないのであるが、近代になると、1874（明治7）年に始まる地租改正、1878（明治11）年の三新法、1889（明治22）年の市制・町村制のもとで一層行政村としての性格を強めていき、その過程で旧村は字あるいは大字といわれることになる。そして、1911（明治44）年の市制・町村制の改正が行なわれるまでに、旧村が経済的基盤として有していた入会地的な山林原野が、一部に財産区の設定はみられても部落有財産の統一という形で地域住民から収奪されてしまうことになったし、財産区が設定されたところでも、その利用にあたっては国の指示にしたがう市町村による容喙から自由ではなかった。さらに、旧村の精神的基盤であった神社もまた神社合祀という形で本来の住民の手から離れてしまい、国家神道の末端に組みこまれることになってしまったのである。

したがって、このような形で弱められ、単に屋並みで向う三軒両隣式に作られた隣組など、とくに混住化や兼業化が進んだ時代になると、上意下達に利用することは赤子の手をひねるよりも簡単であったのである。それから例の『報告書』では、「当該地区」には「生産意欲が大きい」「反対機運」を有する「精農家が多く」なく、「生産力・定着力ともに低い」「開拓農家が主体」であることも原発立地にとって利点であることを挙げている。

とにかく「当該地区」の以上のような弱点を利用して、地元からの「誘致」を演出させたのである。こうしたことは九州電力株式会社が原発誘致あるいは運転再開の公聴会のために社をあげて原発推進派のやらせ発言をやらせようとしていたことや、また、保安院そのものが、やらせに加担をしていたことはもはや日本相撲協会の八百長どころではないスキャンダルであるといっておこう。もしかすると、そうしたやらせをやっていない電力会社など一社もないのかも知れないというのが目下本稿校正中に感じているところである。

私は、すでに述べたように1944（昭和19）年3月に、国民学校入学のためほんのたまさかのつ

もりで祖父の生家のある相馬に縁故疎開という形で移動してきたが、結果的に、山形大学に21年間在職したことはあるといえ、ついでに住家を相馬とすることになってしまった。この間、私の一生がよかった悪かったかは別としても、私に疎開という移動がなければ、相馬の東京電力第一原発の北方48km地点でこうした文章を書くことにはならなかったであろう。私の自宅のあるあたりは移転を強制される地点には入っていないが、移転を強制された地域の人々に今回の移転でどのような生涯がもたらされるかは、実は他人事ではないのである。それにつけても、私は後期高齢者入りまであと1年を前にして、再び疎開することだけは願ひ下げにしたい。私の住んでいる地域の放射線量は測定値が発表されはじめた3月下旬には0.6マイクロシーベルトであったが、4月には0.5、5月には0.4、6月には0.3となり、7月になると0.2マイクロシーベルト台になり、8月に入ってからとはときに0.17～0.19マイクロシーベルトになることもあるという状況であった。しかし、9月に入って台風12号と台風15号が通過したあと、風雨によって自然除染された空中の放射線が私の住む地域に飛散してきたのか、0.3マイクロシーベルト台を示すようになり、10月に入っても変わらず無気味である。私の近くでは相馬市役所と相馬公立病院と曹洞宗慶徳寺が毎朝8時に測定値を発表するが、私は犬の散歩をしながらそれぞれの数値をみて歩き、公的機関の数値と慶徳寺の数値をくらべて公的機関の数値が低いときは慶徳寺の数値を信用することになっている。

公的機関の数値を私が信用しないのは、そこに行政的な“配慮”，ありていにいってごまかしがなされ、また“隠蔽”が日常的に行なわれていないという保証がまったくないからである。“隠蔽”の最たるものといえば、文部科学省原子力安全課所管の“SPEEDI”の3.11震災にともなう原発事故で各地に飛散した放射線値の公表を3か月も放置したという事実である。私はそれ以来，“その名にたがう愚鈍なスピーディ”という蔑称を奉ることになっているが，“SPEEDI”は“System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information”の略語で、「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」のことである。それがあの「緊急時」にまったく「迅速」に機能せず、数値が人為的に“隠蔽”され続けたことは犯罪行為ということばで呼ぶ以外、表現のしようのないということを強調して当面、筆を置くこととする。